

## 北区ふれあいのまちづくり助成金交付要領

平成 30 年 3 月 20 日	北区長決定
平成 31 年 4 月 1 日	一部改正
令和 2 年 3 月 31 日	一部改正
令和 3 年 4 月 1 日	一部改正
令和 4 年 4 月 1 日	一部改正
令和 5 年 4 月 1 日	一部改正
令和 7 年 4 月 1 日	一部改正
令和 8 年 4 月 1 日	一部改正

### (目的)

第 1 条 この交付要領は、神戸市ふれあいのまちづくり助成金交付要綱（平成 30 年 3 月 8 日市長決定。以下、「要綱」という。）第 13 条の規定に基づき、助成の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象)

第 2 条 要綱別表 2 に定める事業については、別表の基準により助成するものとする。

### (その他)

第 3 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

### 附則

#### (施行期日)

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 北区ふれあいのまちづくり助成実施要領（平成 17 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

### 附則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

### 附則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

### 附則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

### 附則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

### 附則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(別表)

項	助成対象活動	助成対象条件	助成内容
1	地域交流促進事業	<p>① 児童の安全・安心、健全育成に繋がる事業のうち、学校や地域の各種団体が連携した事業であること。</p> <p>② 地域の特性を活かし、異なる地域・協議会間の交流や情報交換などの事業のうち、地域の活性化や人材育成に繋がる事業であること。</p> <p>③ 上記の基準によらず、広く地域コミュニティの形成・向上に資する活動</p> <p>④ 地域で抱える課題を解決するために実施する事業であること（地域の夏祭りなどの定例的的事业や他の助成制度で当該年度に実現できる見込みの事業は対象外）。</p> <p>⑤ 要綱別表第1の助成対象活動をそれぞれ上限まで申請し、かつ本項①から④に規定するすべての事業を申請したうえで、大規模かつ広範囲を対象とする事業で特に区長が認めるもの。</p>	<p>1 協議会につき①～④の事業について1回ずつ申請可。 1事業50,000円以内。</p> <p>⑤ 1 協議会につき年100,000円以内</p>
2	DX(デジタルトランスフォーメーション) 推進事業	地域交流センターのWi-Fi環境を活かして行われる事業であること。	1 協議会につき年50,000円以内
3	サテライト実施	合理的な理由に基づき、協議会が自治会館など地域交流センター以外の場所で実施する公益活動(支出が発生しない活動や特定の個人のみが参加する活動を除く)。なお、要綱別表第1の対象活動との併給は不可とする。	1 協議会につき年 60,000円以内

4	学生ボランティアとの協働事業	ふれあいのまちづくり協議会が行う事業に学生ボランティア(年齢は問わない)を参画させること。学生ボランティアへの交通費、謝礼、ボランティア保険費用、学生を募集するにあたっての広報活動等に活用すること。他のふれあいのまちづくり助成(別メニュー)との併用が可能(ただし、会計処理は分けること)。	1 協議会につき年 30,000 円以内
---	----------------	--	----------------------

※要綱別表 1 との併給は不可(第 4 項を除く)

※第 1 項⑤の助成について、精算時に要綱別表第 1 の申請の上限回数を満たしていない場合は、50,000 円を上限とする。ただし、不測の事態による中止の場合はこの限りではない。